

令和2年5月7日（木曜日）以降の小中学校の対応について

- 日野市立小中学校は令和2年5月6日（水曜日）まで臨時休業となっておりますが、5月7日（木曜日）以降の対応については、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえる必要があります。
- しかし、現時点では国が緊急事態宣言の期間を延長するかどうかを判断する時期が未確定であり、5月7日（木曜日）は大型連休の翌日となるため、学校の対応について事前に保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しい状況です。
- このため、大型連休を迎えるにあたり、現時点（令和2年4月28日（火曜日））での対応について、保護者の皆様へお知らせいたします。

5月7日（木曜日）・5月8日（金曜日）は小中学校全校を休校します

- 引き続き、感染症拡大防止のため、ご家庭での対応をお願いします。
- 保護者の仕事や疾病等、やむを得ない事情により家庭で過ごすことが困難な小学生については、引き続き**小学校・学童クラブにおいて、居場所を確保**します。
- 学童クラブに在籍している児童は、学童クラブにて午前8時からの受入れ**となります。
- 学童クラブに在籍していない以下の対象児童については、小学校において12時まで居場所を提供**します。（「小学校における子供の居場所確保事業」）

【対象児童】

学童クラブに在籍していない小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者の仕事や疾病等、やむを得ない事情により家庭で過ごすことが困難な児童

※土曜日・日曜日は受け入れを行いません。

【実施時間】

学校の始業時刻（8：20）から12：00まで

【実施内容】

一人ひとりにあった学びの見守り

【昼食】

両日ともに昼食の提供はありません。

【利用申請】

利用申請が必要です。5月1日（金曜日）までに各学校へ申請をお願いします。

5月11日（月曜日）以降の対応について

- 今後、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえ、対応が決まりましたら、改めてお知らせします。ご理解とご協力をお願いいたします。
- なお、小中学校の臨時休業が延長される場合は、学童クラブは1日育成となります。学童クラブに在籍していない小学生については、5月7日及び8日と同様に「小学校における子供の居場所確保事業」を行います。